

# 案件説明書

都市建設部 都市計画課

提出議会：令和2年第4回定例会

## 1 案件名

議案第90号 佐野市都市計画法第33条第3項に規定する開発行為の許可の基準に関する条例の制定について

## 2 概要

公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度について、現行の0.3ヘクタールを1ヘクタールとする。

## 3 理由、趣旨、目的等

- ・開発許可の基準では、開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の場合には、公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）を設置することとされている
- ・一方、地方公共団体への義務付け・枠付けの見直しが推進される中、都市計画法及び都市計画法施行令が改正され、公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度が現行の0.3ヘクタールから1ヘクタールを超えない範囲で緩和することが条例で定めることにより可能となった。
- ・これを踏まえて、本市における公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度を、現行の0.3ヘクタールから1ヘクタールとするため、本条例を制定する。

## 4 その他の事項

施行日 公布の日